

10-8 労働保険料の徴収及び適用事業等

**賃金総額に労災保険率を乗じて得た額
の
労災保険料を徴収** 徴収法第11条

1 労災保険料 (賃金総額×労災保険率) 労災保険率は、事業の種類ごとの災害発生率を考慮して原則として3年毎に見直しが行われている。	2 労働保険の年度更新 (毎年1回、概算保険料を確定清算する) 労働保険料(労災保険+雇用保険)として徴収されている。 保険料の納付は、年度更新の手續(6月1日から7月10日)を通して行われる。
3 年金給付の原資 事故の発生時点において将来分も含めてその「全額徴収」し、積み立てている。	

保険料の徴収

政府が事業主から保険料を徴収する。

保険料は賃金総額に労災保険率を乗じて算出される(徴収法 11 条)。労災保険率は、事業の種類ごとの災害発生率を考慮して原則として3年毎に見直しが行われている。(平成 22. 4. 1 現在最高は水力発電施設・ずい道等新設事業の 1000 分の 103～最低は通信、金融、その他各種事業の 1000 分の 3)

メリット制

一定規模以上の事業について、個々の事業ごとにその事業の収支率に応じて、一定の範囲内で労災保険率又は保険料額を上下させる制度(メリット制)が運用されている。メリット制には、継続事業メリット制と有期事業メリット制がある。

年金給付原資の積立て

将来の年金給付に要する費用について、「労働災害に伴う補償責任は、事故が発生した時点における事業主集団が負うのが妥当である」とする考え方から、事故の発生時点において将来分も含めてその全額徴収し、これを積み立てるという充足賦課方式が取られている(平成 21 年度末において積立金残高は 8 兆 985 億円)。